

福祉生活病院常任委員会(H24.1.19)における参考人発言に対する
県の見解について

参考人(前理事長村田実氏)の発言	左に対する県の見解
<p>【土地取引】 (県の報告書には売買契約とあって、土地収用法に基づく収用の記述はないが、県の記述は間違いか、との問に対し) ↓</p> <p>○結局、間違いということになります。国税局の指導で、国税局の承認を得て、そうしなきゃあ替地を提供した人が実際に売ったことになるわけですから、替地を売った人の税金免除にならんわけです。</p> <p>○不適正な土地取引ということで、執行部や新聞にも書かれたが、この点は説明して、御理解いただければありがたいと思って、関係書類を持ってこさせてもらった。</p>	<p>○社会福祉事業のための土地取得として土地収用法の対象事業に該当すると税務署が認定すれば、実際に収用されることなく租税特別措置法の課税の特例が適用されるという特別控除制度の説明をしたに過ぎず、改善命令で指摘した事項の説明には全くなっていない。</p> <p>○当該書類は、課税の特例(譲渡所得の特別控除)を受けるための事前協議として税務署に提出された書類であり、<u>県が指摘した不適正事案の内容とは関係がない</u>。</p>
<p>【監査妨害】 (具体的な事例に言及した上で、県の監査に非協力であったと聞いているが、との問に対し) ↓</p> <p>○県の監査妨害をした覚えはない。そういったことを言った覚えはない。 ○県の監査には全面的に協力していた。</p>	<p>○全く事実と異なる。<u>委員が例示として言及した事例はすべて事実である</u>。</p>
<p>【香典代】</p> <p>○「鳥取県議会議員村田実」という香典は絶対にない。県の報告書は間違い。みのり福祉会の報告は間違い。県会議員個人名の香典は出していない。</p>	<p>○法人の事務所で、「御靈前 鳥取県議会議員村田実」と刻印されたゴム印の存在を確認している。</p> <p>○法人職員からは、<u>香典の大部分が県会議員単独名義だったとの証言を得ている</u>。</p>

三朝ディサービス駐車場

大字山田

三朝町山田 663-1

三朝町総合
スポーツセンター

山田橋

三朝保育園前

木地
温泉

三徳川

観光植物園
バオバブ

ふるさと健康むら

大字横手

- 1 -

大字三朝

北栄デイサービス交流菜園

(株)鶴井
農業生産
研究所

北栄農業
生産研究会
月刊誌

駅B
IC

(株)サンセヰ

(株)鳥取資源化研究所

(株)松本鐵工所
園芸部(第)

(株)松本
鐵工所

松神

東園

(株)松本鐵工所鉄構工場

北条川

北栄町松上273-1

(株)大栄
工作所

(株)大栄
アクトリ

JR山陰本



湯梨浜デイサービス隣接地

分譲地 長江分譲地

ロード
ガーデン

サンルート
アーバン

湯梨浜
デイサービス

東郷湖羽合
臨河公園

湯梨浜町門田194-1



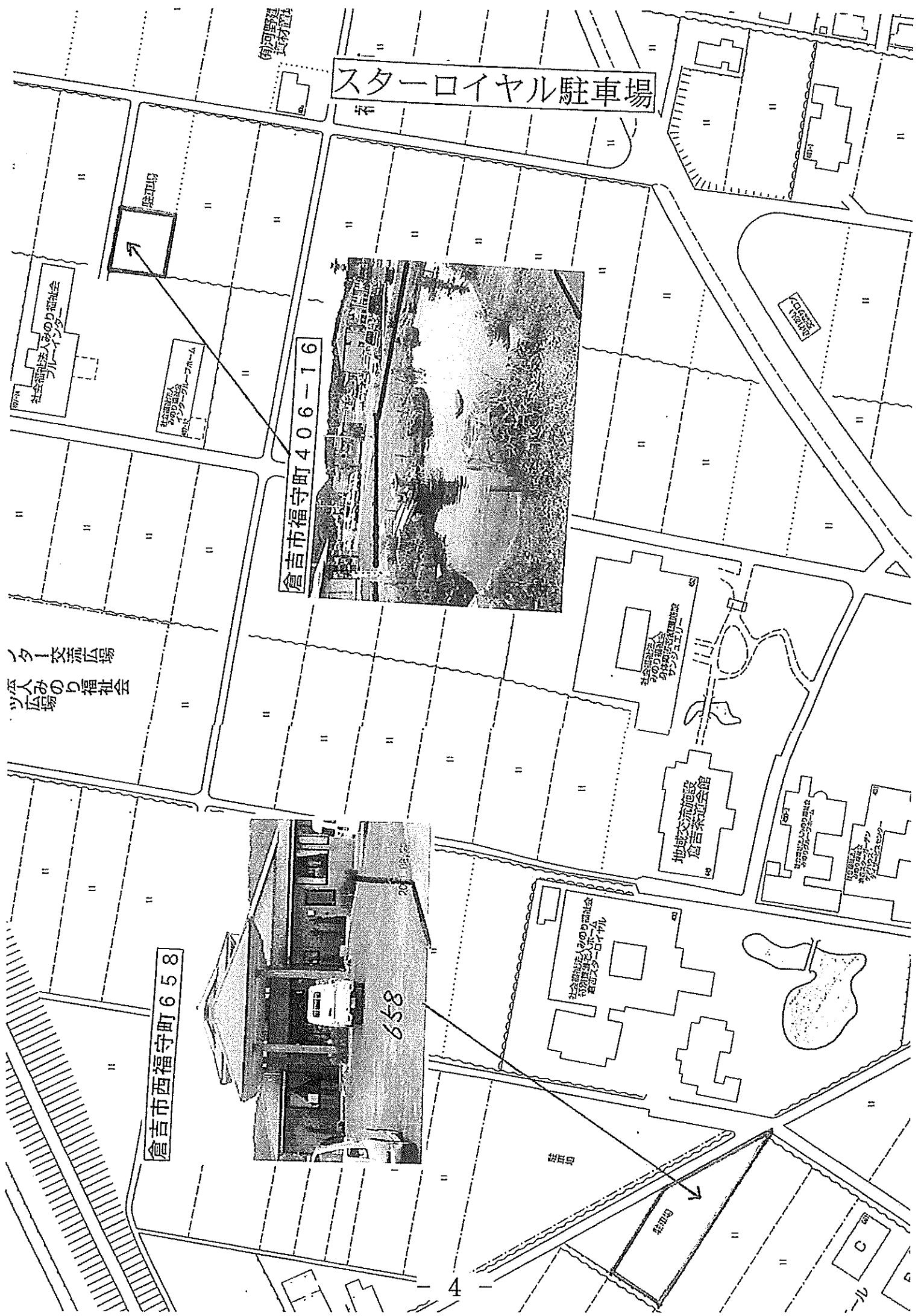
救護施設
ゆりはま大平園

J.A.湖周地区
カントリーエレベータ

J.A.鳥取中央精米施設

大字長和田

字門田



インターチェンジホーム敷地等

ブルーインター交流広場
社会福祉法人みのり福祉会
スポーツ広場

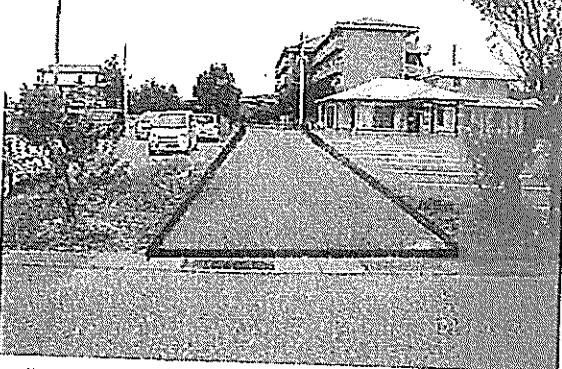
倉吉市福守町 407-12, 26



社会福祉法人みのり福祉会
ブルーインター

407-26
社会福祉法人
みのり福祉会
ブルーインター
407-12

倉吉市福守町 406-15



角河野建設
資材置場

福守町

社会福祉法人
みのり福祉会
リサイクルセンター

施設
道会館

みのり
センター

茶道会館敷地等

倉吉市福守町448-1、2



倉吉市福守町448-1、449



倉吉市福守町276-5

